



鳥取県公報

平成 22 年 4 月 6 日 (火)
第 8 1 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の指定 (210) (長寿社会課) 2 不当な取引方法の指定の一部改正 (211) (消費生活センター) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (212・213) (農地・水保全課) 3 過疎地域自立促進特別措置法による町道の新設に関する工事の完了 (214) (道路企画課) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (215) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定居宅介護支援事業者の指定 (216) (〃) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (217) (〃) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (218) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (219) (〃) 5 指定介護予防サービス事業者の指定 (220) (〃) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (221) (〃) 6
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 6

告 示

鳥取県告示第 210 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 27 第 1 項の規定に基づき、介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関を指定したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 35 条の 9 第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729-5	平成 22 年 3 月 24 日

鳥取県告示第 211 号

平成 16 年鳥取県告示第 244 号（不当な取引方法の指定について）の一部を次のように改正し、平成 22 年 4 月 6 日から施行する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
1～3 略 4 契約解除に際しての不当な取引方法 （1）消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。）以下同じ。）の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。 <u>ア 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 37 条の 6 第 1 項</u> <u>イ 略</u> <u>ウ 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 35 条の 3 の 10 第 1 項及び第 35 条の 3 の 11 第 1 項</u>	1～3 略 4 契約解除に際しての不当な取引方法 （1）消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。）以下同じ。）の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。 ア 略 <u>イ 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 4 条の 4 第 1 項（同法第 29 条の 4 第 1 項及び第 30</u>

エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 (2)～(6) 略	条の 6 において準用する場合を含む。)) ウ 略 エ 略 オ <u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）第17条第1項</u> カ <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第19条第1項</u> キ 略 ク <u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）第59条第1項</u> ケ 略 コ 略 (2)～(6) 略
--	--

鳥取県告示第 212 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を平成22年 4 月 1 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 213 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を平成22年 4 月 1 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 214 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定に基づき、町道の新設に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
八頭町道日下部見槻線	八頭郡八頭町日下部字上代579-3地先から同町日下部字通畔595地先まで	新設	平成 22 年 3 月 15 日

八頭郡八頭町日下部字荒神谷1494地先か ら同町見槻字櫻ヶ坪705地先まで		
八頭郡八頭町見槻字梅ヶ坪 218-1 地先か ら同町見槻字日向 199-3 地先まで		

鳥取県告示第 215 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人れしーぶ	訪問介護事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 22 年 4 月 1 日	訪問介護
〃	訪問入浴介護事業所れしーぶ	〃	〃	訪問入浴介護
スマイルセンター株式会社	スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目 10-9	〃	通所介護
有限会社ケアサービス博愛	リハビリ c a f e	鳥取市千代水四丁目 45	〃	〃

鳥取県告示第 216 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人れしーぶ	居宅介護支援事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 22 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 217 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人れしーぶ	訪問介護事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問介護
スマイルセンター株式会社	スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目 10-9	〃	介護予防通所介護
有限会社ケアサービス博愛	リハビリ cafe	鳥取市千代水四丁目 45	〃	〃

鳥取県告示第 218 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社ピースフルケア	大阪府寝屋川市木田町 12-2	ピースフルケア倉吉	倉吉市見日町 600	居宅介護 重度訪問介護	平成 22 年 4 月 1 日
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	若竹の家	倉吉市みどり町 3576-1	短期入所	〃

鳥取県告示第 219 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ピースフルケア	ピースフルケア倉吉	倉吉市見日町 600	平成 22 年 4 月 1 日	訪問介護

鳥取県告示第 220 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ピースフルケア	ピースフルケア倉吉	倉吉市見日町 600	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第 221 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人三朝町社会福祉協議会	社会福祉法人三朝町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	東伯郡三朝町大字横手 50-4	平成 22 年 3 月 26 日	訪問入浴介護

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
江 角 治 男	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
藤 井 俊 宏	倉吉市上井町	
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)

福 井 將 夫	米子市皆生	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで